

特定複合観光施設区域整備推進本部行政文書管理規則の一部改正について

令和7年 月 日

特定複合観光施設区域整備推進本部長決定案

特定複合観光施設区域整備推進本部行政文書管理規則（平成29年3月24日特定複合観光施設区域整備推進本部長決定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後					改正前						
目次 [略]					目次 [略]						
第1章～第9章 [略]					第1章～第9章 [略]						
第10章 秘密文書等の管理 (秘密文書の管理)					第10章 秘密文書等の管理 (秘密文書の管理)						
第27条 特定秘密 <u>又は重要経済安保情報</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報 <u>又は重要経済安保情報</u> を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）は、次の種類に区分し、指定するものとする。					第27条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）は、次の種類に区分し、指定するものとする。						
[一～二 略]					[一～二 略]						
[2～10 略]					[2～10 略]						
第11章 [略]					第11章 [略]						
<b>別表第1 行政文書の保存期間基準</b>					<b>別表第1 行政文書の保存期間基準</b>						
事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例		
法令の制定又は改廃及びその経緯											
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5) [略]			1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5) [略]				
		(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他の の公布に関する文書（一の項 ト）	20年			・ <u>官報</u>	(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他の の公布に関する文書（一の項 ト）	20年	・ <u>官報の写し</u>
		(7) [略]					(7) [略]				
2	条約その他の国際	(1)～(5) [略]			2	条約その他の国際	(1)～(5) [略]				

	約束の締結及びその経緯	(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項二）	20年（保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書（経済協力関係等で定型化し、重要性がないもの）については30年）	・官報	
	約束の締結及びその経緯	(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項二）	20年（保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書（経済協力関係等で定型化し、重要性がないもの）については30年）	・官報の写し	
3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5) [略]				
	(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	20年	・官報		
	(7) [略]					
4	規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(3) [略]				
	(4)官報公示	官報公示に関する文書（一の項ト）	20年	・官報		
	(5) [略]					
5～13 [略]						
14	告示、訓令、通達及びその	(1) 告示及びその他の規	①～④ [略]			
	告示、訓令、通達及びその	(1) 告示及びその他の規	①～④ [略]			

(案)

他の規則 の制定又 は改廃及 びその経 緯	則の立 案の検 討その 他の重 要な経 緯（1 の項か ら 13 の項ま でに掲 げるも のを除 く。）	⑤官報公示に関する文書（二 十の項ハ）	10年	・ <u>官報</u>		他の規則 の制定又 は改廃及 びその経 緯	則の立 案の検 討その 他の重 要な経 緯（1 の項か ら 13 の項ま でに掲 げるも のを除 く。）	⑤官報公示に関する文書（二 十の項ハ）	10年	・ <u>官報の写し</u>	(2) [略]
											(2) [略]
15～23 [略]						15～23 [略]					
備考 [略]						備考 [略]					
備考 表中の [ ] の記載は注記である。											

附 則（令和7年3月〇〇日特定複合観光施設区域整備推進本部長決定）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第10章第27条の重要経済安保情報に係る規定については、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）の施行の日（令和7年5月16日）から施行する。